定期預金共通規定

1. 規定の適用範囲

本規定は、各定期預金に共通して適用する事項を規定します。本規定が適用となる定期預金は、当該定期預金規定にその旨の表記をします。

2. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第11条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. 届出事項の変更、通帳、証書の再発行等

- (1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、 名称、住所その他の届出事項に変更があったとき は、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更 の届出前に生じた損害については、当行に過失が ある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の 元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当 行所定の手続をした後に行います。この場合、相 当の期間をおき、また、保証人を求めることがあ ります。

4. 成年後見人等の届出

- (1)裁判所により、補助、保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任 がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その 他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4)第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5)第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 印鑑照合

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された 印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相 違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの 書類につき偽造、変造その他の事故があってもその ために生じた損害については、当行は責任を負いま せん。

なお、預金者が個人である場合には、盗取された通 帳、証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当 する金額について、次条により補てんを請求するこ とができます。

6. 盗難通帳、証書による元利金の支払い等

(1)預金者が個人の場合であって、盗取された通帳、

証書を用いて行われた不正な元利金の支払い(以下、本条において「当該元利金の支払い」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該元利金の支払いの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、 当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、捜査機関に被害届を提出している ことその他の盗取されたことが推測される事 実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該元利金の支払いが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた元利金の支払いの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該元利金の支払いが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3)第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、通帳、証書が盗取された日(通帳、証書が盗取された日(通帳、証書が盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な元利金の支払いが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当 することを当行が証明した場合には、当行は補て んしません。
 - ①当該元利金の支払いが行われたことについて 当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいず れかに該当すること
 - A. 当該元利金の支払いが預金者の重大な過失 により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する 説明において、重要な事項について偽りの説 明を行ったこと
 - ②通帳、証書の盗取が、戦争、暴動等による著し い社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随し

て行われたこと

- (5) 当行がこの預金について預金者に元利金の支払いを行っている場合には、この元利金の支払いを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該元利金の支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、この預金にかかる元利金支払請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、 当行は、当該補てんを行った金額の限度において、 盗取された通帳、証書により不正な元利金の支払 いを受けた者その他の第三者に対して預金者が 有する損害賠償請求権または不当利得返還請求 権を取得するものとします。

7. 譲渡、質入れの禁止

- (1)この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができることとします。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は適宜の場所に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定 する順序方法により充当いたします。
 - ③①による指定により、債権保全上支障が生じる おそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を 述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方 法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、 次のとおりとします。

- ①この預金の利息の計算については、その期間を 相殺通知が当行に到達した日の前日までとし て、満期日前までの期間は約定利率を適用する ものとします。なお、満期日以後の期間は当行 の計算実行時の普通預金利率を適用します。
- ②中間払利息が支払われている場合には、その支 払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利 息の合計額)と利息の差額を清算するものとし ます。
- ③借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限 前弁済等の手続について別の定めがあるときに は、その定めによるものとします。ただし、借入 金の期限前弁済等について当行の承諾を要する 等の制限がある場合においても相殺することが できるものとします。

9. 取引等の制限

- (1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当 行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持 している旨を当行所定の方法により届出るもの とします。当該預金者が当行に届出た在留期間が 超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限 することができるものとします。
- (3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の依頼に対する 預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説 明内容、およびその他の事情を考慮して、当行が マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしく は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある と判断した場合には、次の取引について制限を行 うことができるものとします。
 - ①不相当に多額または頻繁と認められる現金で の入出金取引
 - ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外 為取引全般
 - ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 または経済制裁関連法令等への抵触のリスク が高いと判断した個別の取引
- (4)第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限 についても、預金者から合理的な説明がなされた

こと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

10. 解約等

次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの 預金取引を停止し、または預金者に通知することに より、この預金口座を解約することができるものと します。なお、通知により解約する場合、到達のい かんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあっ た氏名、住所にあてて発信した時に解約されたもの とします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らか になった場合または預金口座の名義人の意思によ らずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第7条第1項に違反した場合
- ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第9条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供 与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用さ れ、またはそのおそれがあると当行が認め、マネ ー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口 座の解約が必要と判断した場合
- ⑥預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
- ⑦前①から⑥の疑いがあるにも関らず、正当な理由 なく当行からの確認に応じない場合

11. 反社会勢力との取引停止・解約

次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる 関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると 認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る 目的または第三者に損害を加える目的をもっ てするなど、不当に暴力団員等を利用している と認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便 宜を供与するなどの関与をしていると認めら れる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- ②預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいず れか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力 を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害 する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

12. 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る 資金の活用に関する法律について

この預金について10年を越えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

13. 規定の変更

- (1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上